

(件名)

令和6年度静岡県一般会計補正予算（県知事選挙等執行経費）の
専決処分について

(要旨)

4月10日の知事退職届提出等に伴い、県知事選挙及び県議会議員補欠選挙の執行経費について、知事専決処分として令和6年度静岡県一般会計予算の補正を行った。

(概要)

1 専決処分の概要

(1) 専決事項

令和6年度静岡県一般会計補正予算

(2) 予算内容

県知事選挙及び県議会議員補欠選挙執行経費

15億4,800万円（財源：全額一般財源）

(内訳)

- | | |
|----------|------------|
| ・市町への交付金 | 13億2,500万円 |
| ・県執行経費 | 2億2,300万円 |

2 専決処分日

令和6年4月10日

3 議会への承認議案提出

次回開催の議会を予定

<参考>

○地方自治法第179条第1項

普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。